■ オフィス・サポートNEWS

うきいる間 かで最不限 はも可

# 仕事ではなく時間を管理する

ニの時 で、に ジ余 · が試 コで験 を 買りき

、を共している人は、やりかい。私たちはこれからもずっと、をすべてやっているのに十分な時間がある人は、かりかられたちはこれからもずっと、要ない。私たちはこれからもずっと、要な人生を送っている人は、やりからえたまま死ぬのだろう。一点えたまま死ぬのだろう。一点えたまま死ぬのだろう。一点えたままでは事をできる人は、やりかられたままでは、仕事は無限で、時間無限の仕事をです。 、い根同にと短 本友すは期を会る対に 共や経極株

理ではなく時間の管理が おことの重要性を説く。 この世に生まれて、やち この世に生まれて、やち この世に生まれて、やち この世に生まれて、や なが大切だ。 なるべきになっては幸せなっては幸せな なことだ。0仕事がある れず、は あり

弁護士法人 う支るこ配と た間れ るこ パートナーズ法律事務所長 経にば 弁護士 原 和良 とを おいがってきるがいがっている。

3 なるほど、仕事に追われている名前に、溜まった仕事に着手する的に遠ざけてしまう。実際、遅れいまう筒単な仕事だったと感じたとおりに遠ざけてしまう。実際、遅れていることを指摘した。仕事へあれ、①緊急かつ非重要な事象に大半の時緊急かつ非重要な事象に大半の時緊急かつ非重要な事象に大半の時緊急かつ非重要な事象に大半の時緊急かつ非重要な事象に大半の時緊急がつます。 見据えた投資、 権限移譲 に 十 年非急の時 な 非かス 時 かる間人重つに は要重の 蕳 ついを 要いつ を 年 重は浪 充

ら族てに我 訪意 」が異おがおれが とそ国ど国茶た払 しのる て手かあ 同上しない。ヨや育児休業制度のようである。一にかも子育てをす 虐いののろ にの の特質を喪失してしまったらしいの の特質を喪失してしまったらしいの の水大学本田和子教授は、「ここ百 の水大学本田和子教授は、「ここ百 の水大学本田和子教授は、「ここ百 の水大学本田和子教授は、「ここ百 の水大学本田和子教授は、「ここ百 の水大学本田和子教授は、「ここ百 の水大学本田和子教授は、「ここ百 の水大学本田和子教授は、「ここ百 の大々を瞠目させた『子どのために深 の大々を瞠目させた『子どのために深 の大々を瞠目させた『子ども好き』 の大々を瞠目させた『子どの である。 及の改革では、出時的な子どもかること自身が っさ記 出け罰率世 たれ録 つの蹴 た子 لح た姿形電国をば車 は帯で تغ さ てに

か目さのもら

か民つ化の

を注が繰





鎌田 勝典

# 社会保険労務士法人•行政書士事務所



# オフィス・サポートNEWS

〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-3-2 佐藤ビル5F TEL 03-6280-3925 FAX 03-6280-3926 E-mail info@officesup.com URL http://www.officesup.com

第153号 2021年11月 発行責任者 鎌田 勝典



酉の市・熊手

# 実質的失業率はいくらか?

- 1. 政府の発表では9月の失業率2.8%。しかし、実感とはずいぶん 食い違っている。野村総研は実質的失業率11%という見解を出し た。なぜこうも違った数字が出てくるのか。そこには日本の失業 率の出し方の問題がある。「仕事がない」だけが基準ではなく、 「(ハローワークなどで)職探しをしている」という基準が付け 加わるから、職探しをあきらめた実質的失業者は含まれない。さ らに、休業手当をもらっていない「休業者」も含まれない。
- 2. 日本は世界と比べて一見すると失業率が低そうに見える。しか し、各国の基準はバラバラでそう単純ではない。日本のようにハ ローワークなど特定の職業紹介組織に「失業者登録」した者だけ を「失業者」に算入するやり方は他国にはない。また、多くの先 進国では「部分的失業」も失業者にカウントしている。
- 3. 総務省の労働力調査によれば、仕事を失った状態が1年以上続 いている「長期失業者」が7月~9月平均で66万人に上り、去年
- の同時期より18万人増えた。「完全失業者」のうち長期失業者の 割合は34.6%と新型コロナウイルス以降で最も高い。経済活動が 再開する動きがあり企業からの求人は回復する傾向にあるもの の、アパレル・繊維製品、飲食業、サービスなどでは厳しい状況 が続いていることが背景にある。失業した40~50代の人が、いま までの経験や能力を生かして再就職する道が狭くなっているので
- 4. いまセーフティネットのあり方を真剣に検討しなければならな い。日本の失業給付受給期間は最長(会社都合退職で45歳以上) でも1年弱。長期失業者は失業給付が打ち切られてしまう。政府 は「小口融資」や「(10万円付き)教育訓練」などを用意してい るというが、他国では失業給付支給期間が「上限なし(ベル ギー)」、「3年(フランス)」、「24ヵ月(ドイツ)」などは ざらで、そのうえ失業給付受給後に失業扶助制度のある国も多

オフィス・サポートNEWS

### TOPICS

# 令和3年版自殺対策白書(令和2年度我が国における自殺の概況 及び自殺対策の実施状況)を公表 ~女性と学生・生徒の自殺の増加が顕著

政府は、11月2日、令和3年版自殺対策白書を 閣議決定しました。この白書は、自殺対策基本法 第11条に基づき、毎年、国会に提出する年次報告 書です。今回の白書のポイントを見てみます。

# Ⅲ 自殺の現状

- ○10年連続の減少から初の増加に転じた
  - ・日本の自殺者は、平成10年に32.863人、15 年34.427人、その後3万2千人から3万3千 人台で推移した後、平成22年以降は10年連続 の減少となっていた。
  - · 令和2年は21.081人(男性14.055人、女性 7,026人) となり、前年に比べ912人(4.5%) 増加した。男性は11年連続での減少、女性は 2年ぶりの増加となった。

# ○年齢階級別の推移

・年齢階級別の自殺者数の推移では、全体的に 低下傾向にある中で、20歳未満は近年上昇傾 向にある。我が国の若い世代の自殺は深刻な状 況にあり、15~39歳の各年代の死因の第1位 は自殺となっている。これは国際的にみても深 刻であり、若い世代の死因の第1位が自殺と なっているのは、先進国(G7)では日本のみ となっている(他国は「不慮の事故」が死因の 第1位となっている)。

## ○職業別の状況

・職業別の自殺の状況では、令和2年は元年と 比較して「被雇用者・勤め人」、「学生・生徒 等」及び「無職者」が増加している。

# Ⅲ 女性の自殺の増加

- ○女性の職業別の状況は「被雇用者・勤め人」が 大きく増加
  - ・女性の過去5年間平均の自殺者数と比較して みると、令和2年の自殺者数は、「被雇用者・ 勤め人」が381人と大きく増加しており、次い で「学生・生徒」が140人増加している。一方 で、「その他無職者」は98人、「主婦」も70 人減少している。
- ○自殺者が増えている職種
  - ・過去5年間と比較し、増加数が大きい上位職 種は、上位から「事務員」(66人増)、「そ

の他のサービス職」(63人増)、「販売店 員」(41人増)、「医療·保健従事者」(33 人増)と続く。

### ○原因・動機別の状況

- ・過去5年平均と比較すると、「勤務問題」が 34.8%と大きく増加しており(次いで「男女問 題」「その他」が続く)。職業別分析の「被雇 用者・勤め人」の自殺者数の増加との関連が推 測される。
- ・「勤務問題」の内訳(過去5年平均との比 較)は、「職場の人間関係」で39人増加し、 増加率では「職場環境の変化」が98.3%増と なっている。新型コロナの影響で労働環境が変 化した可能性が示唆される。
- ・「女性・同居人あり」の自殺者の「家庭問 題」についてみると、「親子関係の不和」が 19人、「子育ての悩み」が18人、「夫婦関係 の不和」が17人増加している。(「同居人な し」では「親子関係の不和」が21人、「家族 の死亡」が12人、「その他」が7人増加)

# □ 学生・生徒の自殺の増加

〇令和2年の学生・生徒(小学生、中学生、高校 生、大学生、専修学校生等)の自殺者数は1.038 人で、平成28年以降増加傾向にある。学生・生 徒のうち小学生、中学生、高校生の自殺は近年 増加しており、令和2年の自殺者数は499人と なっている。とくに女性の児童・生徒(小学 生、中学生、高校生)の自殺の増加が顕著と なっている。

### ○休み明けに自殺者が急増

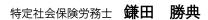
・過去40年間の日別自殺者数を見ると、夏休み 明けの9月1日に最も自殺者が多くなってい る。他にも春休みやゴールデンウイーク等の連 休明けに自殺者が増える傾向にあると指摘され ている。令和2年は安倍政権のもとで3月2日 に一斉休校の措置が出され学校が再開なってき た6月に児童・生徒の自殺者数が急増してい る。「学校 行きたくない」という心理状態と 自殺者数とに関連があることが示唆される。

オフィス・サポートNEWS



# 暮らしのQ&A

# 帰化許可申請の要件





# 

バングラデシュから日本に来て、日本人の妻と結婚し、この10年間、料理店を経営していま す。料理店の方は順調で、このまま日本にいるつもりです。つきましては日本人として帰化する申 請をしたいと思っています。可能でしょうか。

### 

# 【帰化とは何か】

本の国籍を取得することです。国籍を変えるという ことは、とても大きな出来事ですから厳しい条件に 当てはまらなければ取得できません。

永住ビザの場合は出入国管理局に申請しますが、 帰化申請はいま住んでいる住所を管轄する法務局で明書も求められます。未加入であると帰化申請は認 行います。ビザ申請と比べてかなり多くの書類を準 備しなければなりません。

# 【帰化申請の基本条件】

# (1)引き続き5年以上、日本に住所を有して いる

帰化申請するまで、入管から許可された在留資格 を持ち、引き続き5年以上日本に住んでいることで す。この場合、留学ビザで日本に滞在している期間 は、日本に住所を有しているとはみなされません。 また、数カ月以上日本を出国していた期間は、その 時点でいままで住んでいた期間がリセットされます ので、日本に戻ってきた時から期間を数え直すこと になります。

### (2) 3年以上、就労資格をもって在留している

上記の「5年以上」の中では、3年以上就労ビザ をもって在留していることが求められます。また、 あなたのような「日本人の配偶者等」というビザを 保有している場合は、結婚後3年以上経過して、引 き続き1年間日本に住所があれば帰化申請できま す。

# (3)20歳以上である

年齢が20歳以上で、本国(自分の国)の法律でも 成人の年齢に達していなければなりません。ただ し、親と同時に行う子どもの帰化申請については、 年齢の条件が緩和されます。

### (4)素行が善良である

帰化申請では、"まじめな生活をしているか"と

いうことが問われます。犯罪に関与したことがない 帰化とは、外国籍の方が法務大臣の許可を得て日 ことがまず大事で、交通違反についても判断材料に なります。

> また、「納税」の義務を果たしていることも大事 です。納期限をきちんと守って納付するようにして 下さい。さらに、日本の年金制度に加入している証 められません。もちろん保険料納付もきちんと行っ ている(国民年金保険料の納付、会社員の場合は給 与明細書による保険料控除されていることなど)こ とが前提です。

# (5) 自力で生計を営むことができる

帰化申請では、自分の能力で仕事をして生活して いけるかが審査されます。安定した職場と収入がな ければ認められません(年収に対する要件はとくに ありませんが)。何かの資格を持っていれば、今後 生計を立てていくために必要な技術としてプラスに 評価されます。「日本人の配偶者等」のビザの場合 は、生計要件が少し緩和して審査されます。

## (6) 自国の国籍を失うことができる

日本は二重国籍を認めていませんので、帰化が許 可された後に自国の国籍を放棄しなければなりませ ん。したがって、申請の前に自身の国の法律を確認 してみてください。

# (7)日本語が話せる

帰化申請では、日本人の7~8歳レベルの日本語 の能力が求められます。カタカナ、ひらがなに加え て、簡単な漢字も理解していく必要があります。実 際には、法務局の担当官と日本語でスムーズに会話 できるかどうかで判断されますが、その会話を通じ て読み書きのテストが必要かどうか判断されること もあるようです。

# 司法書士事務所リーガルオフィス白金 代表司法書士 飯田 茂幸

URL:http://shirokane-legal.com/





# 商業登記の意義

会社売買の相談があった。A社は飲食店をメイン事業とす る株式会社で、現オーナーから株式を買い取る。本社は移転 するが、社名は変わらず、現役員はそのまま残る。本店移転 登記と、株券を不発行にする手続きの依頼をされた。

株券が発行されている株式会社(株券発行会社)では、株式 を譲渡する際に株券を引き渡す必要がある。株券を引き渡さ ないと、株式譲渡の効力が生じない。株券発行会社でも、株 主の手元に株券が無い場合がある。それは、①株主が、株券 の発行を求めずに発行されていない場合と、②株主が株券を 紛失している場合である。

①の場合は、株主が会社に株券の発行を請求して発行して もらえばいいが、②の場合が厄介である。株主が株券を紛失 した場合、その株主が会社に対して「株券喪失登録」という 請求をする。この請求をしてすぐに株券の再発行となればい いが、紛失した株券が無効となるのは請求をした日の翌日か ら1年後と規定されていることから、1年経たないと再発行 がされない。株式譲渡をしたくても1年間待たないといけな いことになる。

もうひとつの方法として、会社で発行している全ての株券 を廃止する手続きがある。これは最短で約2週間で可能であ るが、定款を変更するため株主総会の特別決議が必要とな

り、株主が複数いる場合には成立しないこともある。

相談者と現オーナーの間では既に株式譲渡契約がされてい た。契約書を見ると「株券を引き渡す」ということが書かれ ていたが、A社の定款と登記簿を見たところ、A社は株券を 発行していない会社(株券不発行会社)だった。相談者はイン ターネットからダウンロードした契約書の雛形をそのまま 使ったようだ。相談者は、オーナーが株券を持っていないこ とから株券不発行の手続きを依頼したが、株券不発行会社の 場合は株式譲渡の合意がされれば譲渡は成立する。

ではもし、A社が株式譲渡の直前に定款の変更をして株券 発行会社となったらどうだろうか。これは登記の有無で異な る。商業登記の効力に「公示力」というものがある。商法・ 会社法等により登記すべき事項は、登記の後でなければ、こ れをもって善意の第三者に対抗することができない。言い換 えれば、登記をした後であれば、原則これをもって善意の第 三者にも対抗できる。A社の登記簿には株券発行会社である 旨の登記はされていなかったので、相談者は株券不発行を前 提とした譲渡契約と理解してよいだろう。

菅政権が中小企業の再編を提唱したことやコロナの影響も あって、今後、企業のM&Aが進むことが予想される。自社 の登記簿を一度確認しておいて欲しい。



# JAZZでほっと一息

アドバンスト・ソフト 小柳 忠章

# Georgia on My Mind 我が心のジョージア

多くの人がレイ・チャールズの曲だと勘違いしているほどに、ジョー ジア州出身のレイ・チャールズがこの曲を有名にしました。1960年ビル ボード誌のHot100で1位になりましたから。実際には1930年ホーギー・ カーマイケルが作曲し、ステュアート・ゴレルが作詞しました。曲名の ジョージアとは、カーマイケルの妹のジョージアのために歌詞が書かれ たとする説があります。「ジョージア」が人の名前かもしれないと思わ せるほど歌詞に「Georgia」が使われているからです。真実は1965年発表 のカーマイケルの自伝の中にあります。バンドリーダーのフランキー・ トラムバウアーからアメリカ南部をイメージした 「Gorgia」という曲の 注文から作られたことが述べられ、、州名を指していると広く認められ ています。

1931年に、フランキー・トラムバウアーのレコードがヒットし、ジャ ズ、ブルースのスタンダードナンバーとして、定着しました。1979年に は、ジョージア州歌となりました。1996年7月19日、ジョージア州の州 都アトランタで行われた第26回アトランタ・オリンピック開会式では、 レイ・チャールズ自身が出演して歌唱しました。

日本においては、日本コカ・コーラの缶コーヒー「ジョージア」のコ マーシャルで、長い間採用されました。

ジョージア、ジョージア 一日ずーっと あの甘く切ない歌を 私の心に抱き続けるよ、ジョージア

私は叫ぶよ、ジョージア、ジョージア 君の歌を 甘く透き通った感じになるよ パインの木の間を抜ける月明かりのようにね

他の誰かが僕に手を差し伸べても

他の誰かが優しく微笑みかけても まだ僕が見る平穏な夢は 君へと戻るための道だよ

ジョージア、ああジョージア 平穏になれない あの甘く切ない歌を 私の心に抱き続けるよ、ジョージア

ジョージア、ジョージア 平穏に 平穏になれない あの甘く切ない歌を 私の心に抱き続けるよ、ジョージア

だから歌うんだ思い出の曲を 僕の心はジョージアにあるから

いろんな人がカバーしていますから、YouTubeで検索すれば沢山の ミュージシャンがどのように演奏しているか比較できます。故郷を想う 心、故郷に住んでいた人の思い出、最近亡くなった人のこと、もう二度 と会うことのない人等々、いろんな感情が湧き出てきます。本当に名曲

作曲者のホーギー・カーマイケルについて調べてみると、インディア ナ州の貧しい電気技師の子供で、ピアノ演奏で学費を稼ぎながらイン ディアナ大学を卒業し、ロー・スクールも卒業しています。インディア ナ州で弁護士資格もとるが、ほとんど音楽家として人生を送ったようで す。あの有名な「スターダスト」「ニアネス・オブ・ユウ」「スカイ ラーク」も彼が作曲しています。

オフィス・サポートNEWS

# 労使トラブル110番



労働相談メール roudou@officesup.com

3

# 副業・兼業は認めるべきか、残業代の支払は?

介護事業所の登録ヘルパーさんや非常勤職員から「副業を認めて欲しい」という 要望が増えています。また、実際に副業をしている方もおられます。就業規則では 認めるとも認めないとも規定していないのですが、どのように考えたらいいので しょうか。また残業代の支払はどう考えからいいのでしょうか。

# 

# 【副業を禁止できる場合とは】

政府は推進する方向を打ち出し、「副業・兼業の促進に関 するガイドライン」を発表しています。もちろん副業・兼業 を認める法律上の義務があるわけではありません。今でも半 分の企業は「副業禁止」としているようです(アデコ社調 査)。一方で、生活苦を背景に、あるいは「スキルアップし たい」という希望で副業している労働者もいます。

この問題での多くの裁判例では、次のような事由がある場 合は、副業・兼業を禁止又は制限できるとしています。これ らを参考に就業規則で具体的に規定することをお勧めしま す。

- ○労務提供上の支障がある場合
- ○業務上の秘密が漏えいする場合
- ○競業により自社の利益が害される場合
- ○自社の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行 為がある場合

## 【労働時間は通算される】

気をつけなければならないのは、自社の労働時間と他社で の労働時間は通算されるということです。したがって、通算 された時間は労働時間に関する労働基準法の上限規制に範囲 内でなければならないこと、また通算した結果残業が発生す る場合は36協定の締結や残業代の支払が求められるというこ とです。

「ガイドライン」でも、労基法第36条に基づき、副業・兼 業は「時間外労働と休日労働の合計で単月100時間未満、複数 月(2~6ヵ月) 平均80時間以内」としなければならないと

労働時間の通算は、自らの事業場における労働時間を基 に、労働者からの申告等により把握した他の使用者の事業場 における労働時間を通算すること、労働時間計算の起算日が 異なる場合も、自らの事業場の起算日を基に計算することと しています。

仮に、先に労働契約を結んでいたのがA事業場、後に契約 したのがB事業場だったとするなら、次のようなステップご とに対応することになります。

### <副業開始前>

A事業場とB事業場のそれぞれで定めている所定労働時間 を通算し、法定労働時間を超える部分があるときは、後から 契約したB事業場における当該超える部分が時間外労働とな りますので、B事業場における36協定の締結で定めることに

### <副業開始後>

A事業場の所定外労働時間とB事業場の所定外労働時間と を、所定外労働時間が行われる順に通算し、それぞれ自らの 事業場において発生した所定外労働時間のうち法定外労働時 間部分がある場合は、超える部分が時間外労働となり、それ ぞれの事業場の36協定の範囲内とする必要がある。この場合 の実労働時間の把握方法は、労働者からの申告等により行 い、必ずしも日々把握する必要はなく、1週間分などをまと めて把握すればよい。

# 【割増賃金の支払い】

上記の方式で労働時間を通算し、その労働時間について、 自らの責任により発生した部分(=自らの責任で発生した時 間外労働部分及び副業開始前にそもそも発生しているB事業 場における時間外労働部分のこと)につき割増賃金を支払う ことになる。

# 【管理モデル方式を採用してもよい】

「ガイドライン」ではより簡易な方式として、管理モデル 方式の採用を認めています。この方式は、A事業場とB事業 場が、「各々の使用者の事業場における労働時間の上限をそ れぞれ設定し…その範囲内で労働させる」方式をとることに よって、いちいち実労働時間の把握を要しないという方式で す。一種の固定残業制のような方式です。但し、設定した上 限時間を超え、労基法上の上限規制を超えた場合は法律違反 に問われます。

## 【保険はどうなる】

副業している労働者が労災事故に遭った場合、給付は両方 の賃金を合算して計算されます。また両方の就労実態を総合 的考慮して労災認定が行われます。

雇用保険、社会保険は、それぞれの事業場の週所定労働時 間によって加入が判断されます。いずれも満たさない場合は 加入できません。逆に両方の事業場が要件を満たす場合は、 雇用保険については主たる賃金を受ける事業場の方で加入 し、社会保険はいずれかで加入し、保険料は案分して負担す る方式をとります。

# 失敗しない就業規則の作成・改定のポイントの

MORI社会保険労務士・行政書士事務所

**慎一** (http://office-mori.biz/)





# 第67回: 選択定年制

# 1 選択定年制とは

近年、定年を65歳に引き上げる企業が増加傾向に あります。人事院の令和2年の調査1)によれば、定 年を「65歳以上」としている企業の割合は14.4%で した。これを平成24年の7.1%と比べると、約2倍に なっています。さらに、令和2年の調査では、「定 年を変更することが決まっている」または「変更を 検討中」とする企業が21.9%で、そのほとんどが引 き上げでした。

このような傾向は、若年の労働力人口が減少し、 高年齢者を活用する必要性が高まっていること、高 年齢者のモチベーションを維持することなどの理由 が考えられます。その一方で、高年齢者の価値観や ニーズは様々であり、自身の健康状態や希望するラ イフスタイルなどによっては、65歳よりも前に正社 員からは引退することを希望する高年齢者もいるで しょう。そこで、定年を65歳に引き上げる際に、60 歳から65歳までの間で定年を自分で選択できる制度 (選択定年制)を導入する事例が見られます。最近 の報道でもコマツやりそな銀行が定年の引き上げに 合わせて選択定年制を導入したことが取り上げられ ました。今後も同様の動きが続くことは十分あり得 るでしょう。

ところで、65歳到達よりも前に退職する場合があ りうる選択定年制は、高年齢者雇用安定法9条で義 務付けられている65歳までの雇用確保措置として認 められるのか疑問に思う読者もいるかもしれませ ん。この点については、「高年齢者が希望すれば、 65歳まで安定した雇用が確保される仕組みであれ ば、継続雇用制度を導入していると解釈される」と いう厚労省の見解に照らせば、問題ないと解されま す2)。

なお、選択定年制は、かつては早期退職優遇制度 と同じ意味合いで用いられることがありましたが、 最近では、上記のように、定年の引き上げの際に、 旧定年年齢と新定年年齢の間で社員が退職時期を選 択できる制度の意味で用いられることが多いようで す。

### 2 規定のポイント

定年は、無期労働契約の従業員のほとんどが対象 となります。つまり、正社員だけでなく、無期転換

ルールなどにより無期労働契約となった非正社員も 対象になり得ます。選択定年制規程を独立して作成 する場合も社員区分別の就業規則に定める場合も、 適用対象者の抜けが生じないようにしましょう。

また、選択できる年齢や退職の時期、申出の時期 などをルール化する必要があります。ここが選択定 年制の"肝"となる部分ですが、65歳を基本の定年 とするのであれば、60歳から64歳までの一定の時期 (たとえば3月31日など)を退職の時期とするよう な制度が考えられます。同じタイミングで多くの退 職者が生じることを懸念するのであれば、退職の時 期を2回に分けてもよいです(誕生日に合わせて、9 月30日と3月31日とするなど)。

申出の時期は、欠員補充が必要となる場合もあり うるので、余裕をもって設定するようにします。た とえば、退職予定日の6か月前までに申出るように することなどが考えられます。50代後半の一定の時 期に選択年齢の予定を申告させたうえで、最終的な 決定を半年前までにさせるといった事例もありま す。こうすることで、本人に自分の60歳以後のライ フスタイルを考える機会を与えるとともに、個別の 退職時期の見込みを把握できるというわけです。

# 3 その他の留意点

退職金のある場合、選択定年制により退職する社 員の退職金をどうするのかも問題になりますので、 あわせて退職金規程の見直しも必要になります。

また、本来の定年より早く退職する場合でも、短 時間勤務での就労継続を希望する高年齢者も少なく ないことから、短時間の有期契約労働者として、再 雇用する仕組みを設ける事例もあります。中小企業 ではそこまで柔軟性な制度にすることは難しいと思 うかもしれませんが、長く勤めてもらいたいと考え ていた社員が退職を申し出た場合に、妥協案として 使えるので、検討する価値はあると思います。

- 1) 「民間企業の勤務条件制度等調査結果」
- 2) 高年齡者雇用安定法Q&A(高年齡者雇用確保措置 関係)のA1-6。





# 新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』

http://www.vcon.jp





(株式会社 V コンサル)

# 第103回:事業再構築補助金その2採択戦略

今回は前回に引き続き、中小企業が8000万円MAXの「事業再構築補助命」の採択通知を受けるための「戦略」について述べます。当社が経営革新等支援機関という「経産省認定機 関」として、これまでの公募で今年度最大6000万円の交付決定を受理した会社さんもいらっしゃいますので、その実例を踏まえて、実戦的な採択戦略について触れたいと思います。

### 【事業再權等のための事業計画】

前回は、事業再構築補助金の公募要件などの概要を述べましたが、採択の ためにどういうポイントがあるかを今回はお話ししていきます。今回の公募 は、そもそも「中小企業等の売上回復等のためのウィズコロナ・ポストコロ ナ時代に対応する新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の思 い切った事業再構築」を行う必要があることを示すことが必要です。そこ で、公募の際に提出する事業計画は、左記のことを示す必要があります。➡

### 【評価をアップさせるために】

次に、採択のためにどのような点で、補助金審査員に評価をアップさせる かといえば、次の項目の内容次第ということになります。

適格性	補助事業として実現可能な計画
事業化点	①人的、資金等資源確保可能性、②市場ニーズの存在、 ③事業の優位性・収益性、④スケジュールの妥当性、⑤事業の費用対 効果、⑥自社の資源を生かす等シナジー効果が期待できる
再構築点	①リスクのある思い切った再構築 ②事業再構築の緊急性が高い ③自社の強みや市場ニーズを踏まえたリソースの活用 ④地域イノベーションに貢献できること
政策点	①先端的なデジタル技術活用があること、②ポストコロナのV字回復の 有効な投資であること、③ニッチ分野での差別化、④地域への経済波 及効果あり、⑤事業連携による高い生産性と経済波及効果

### 【提出するPDF書類】

また、電子申請となりますが、揃えてPDF化する書類は、左記の内容となります。➡

現在の事業の状況	事業再構築の区分とテーマ
事業の強み・弱み・機会・脅威	事業再構築のビジネスモデル
事業環境	投資建物の建設・改修の予定
事業再構築の必要性	機械装置等の型番、取得時期
提供する製品・サービス	技術導入や専門家助言、研修の時期
導入する設備、工事等	詳細の事業スケジュール
事業再構築が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の何れかであること	事業の課題やリスクとその解決法
他社差別化等競争力強化のしくみ・体制	事業化の時期・売上規模・量産化時の価格
従業員解雇の際の再就職支援等配慮内容	*必要により図表や写真を利用
事業のターゲットとなるユーザー	取得する主な資産の名称、分類、取得価格
対象マーケット及び市場規模等	資金調達計画(つなぎ資金調達含む)
事業の価格的・性能的優位性・収益性	収益計画(付加価値額算出根拠含む)

	①事業計画書(収益計画含むビジネスモデル15~゚-ジ以内)
	②認定経営革新等支援機関・金融機関の確認書
	③コロナ以前に比べ売上等が減少したことを示す書類
	④直近2年間の決算書
	⑤経産省「ミラサポPLUS」に入力した事業財務情報
	⑥従業員数を示す書類
_	⑦事業場内最低賃金を示す書類
7	⑧時短、外出自粛で売上が30%以上減少した証明書類
	⑨2021年1~8月の月固定費が協力金を上回る証明書類
	⑩その他加点対象の追加書類

### 【採択結果の分析(第1回並びに第2回の結果から)】

第2回公募の応募と採却	R結果							第1回公募の応募と採択
	į	1	中堅企業					
件数(単位:件数)	通常枠	183147	卒業枠	通常枠	193947	V字枠	습타	件数(単位:者数)
Dシステムで受け付けた件数 (応募件数)	14,800	5,884	48	59	9	0	20,800	①システムで受け付けた件 (応募件数)
②うち、書類不偏等がなく、 申請要件を満たした件数 (申請件数)	13,174	5,071	36	45	7	0	18,333	②うち、書類不備等がなく。 請要件を満たした件数 (申請件数)
③採択件数	5,367	3,919	24	21	5	0	9,336	③採択件数

	4	中小企業等	9				
件数 (単位: 看数)	通常枠	特別枠	卒業枠	通常枠	特別枠	V字 回復枠	合計
①システムで受け付けた件数 (応募件数)	16,897	5,167	80	71	14	2	22,231
②うち、書類不備等がなく、申 請要件を満たした件数 (申請件数)	14,783	4,315	69	60	11	1	19,239
③採択件数	5,092	2,859	45	12	7	1	8,016

①書類不備が第1回で13.4%、第2回で11.9%と高率②通常枠は、8000万円限度で、採択率は30~35% ③特別枠は、「緊急事態宣言枠」等を指し、1500万 円限度で、書類不備がなければ80%近い採択率となっています。その意味で「緊急事態宣言枠」が狙い目であると言えます。

### 【事業再構築補助金対策のまとめ】

- (1) 採択を希望する事業者、採択条件や事業計画の早めの検討相談を行う。
- (2)情報収集や書類作成は経営革新等支援機関・金融機関と協力体制を組む。
- (3) 疑問点は、電子申請の方法を含め、事務局のコールセンター等に(なかなかつながりにくくても)粘り強く確認して明らかにしていくこと。
- (4)補助金は万事を尽くしても不採択にあり得ます。①書類の不備、②ビジネスモデルの実現可能性の不足等によります。不採択でも粘り強く取組むことが必要。
- (5)補助金は採択後も、交付申請から入金まで所定のエビデンスとなる書類をきちんと揃え、残すことが必須となるので、採択決定後の書類のメインテナンスを行う 必要があります。
- (6)「事業再構築補助金」以外の補助金(事業承継・引継ぎ補助金やモノづくり)も基本的には採択戦略はこれと、共通です。
- (7)補助金は目的ではありません。「事業を成功に近づける手段」であることを理解しましょう。 成功を祈ります!

\*当社株Nコンサルでは事業再構築補助金支援を行っております。お困りの方はPからどうぞ。